

イラン市場再参入における注意点

2015 年 8 月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Fax: +971-4-384-4004
E-mail：mero@clydeco.ae

كلايد و كو
CLYDE & CO

経済制裁により長年に渡り景気低迷が続いていたイランは、7月14日ウィーンで決定した P5+1 の最終合意（包括的共同行動計画（JCPOA））を受け、制裁解除後に向けて準備を整えています。この最終合意により、経済制裁の解除と、イラン市場での国際取引の再開が期待されています。

ほかの成長市場と同じく、イランは、海外投資家にとって、魅力的で、ビジネスチャンスに満ちた市場です。しかし同時に、その市場への進出は、複雑で難しいものとなり得るともいえるでしょう。

イラン市場に初めて進出を試みる投資家、あるいは、既存のビジネスの拡大を狙う投資家は、今後直面し得る困難へ向けて、周到に準備を整えることが肝心です。

本記事では、投資家が市場再進出の戦略を練る際に、考慮すべき法的要因について考察します。

1 準備段階における考慮点:

1.1 制裁措置

JCPOA が合意に至ったものの、イランによる核不拡散義務の順守を国際原子力機関（IAEA）が確認し、関連法域において必要な法律が成立するまで、イランに対する制裁措置は続きます。必要な法律が成立した後も、引き続き、一部の対イラン制裁措置は（特に米国人に対し）適用されます。

投資家は、イランがかかわる取引に関与する際には、前もって、自身に適用される制裁義務を確認し、それに従わなければなりません。

1.2 不在中の変化について

次に、投資家は、現行のイラン現地の法律や規則が、イランでのビジネスに与え得る影響について調査する必要があります。例えば、特定の産業では、新法が導入され、民間事業への投資を促進するために、減税などの経済待遇が設けられています。一方、最近の法改正により、石油、ガス、自動車などの産業への投資は、より高い現地調達率が求められるようになりました。

長年の不在期間を挟んで、イラン市場に再進出する投資家は、法律や規則の変更をしっかりと把握する必要があります。

1.3 取引関係管理

もう一つ重要な問題は、制裁措置以前の取引関係が現在も有効かどうかという点です。投資家は、制裁措置前に結ばれた契約の条件を慎重に検証し、それら契約の期間が終了しているかどうか、あるいは、正式に解約されているどうかを確認しなければなりません。

また、以前の取引先と取引を再開することが可能かどうか、新たな取引関係を築くことが可能かどうかについても確認が必要です。以前の取引関係を継続するつもりであっても、取引関係を再開する前に、あらためて適性検査を行うことをお勧めします。

2 代理店とフランチャイズ

制裁措置前のイランでは、フランチャイズや代理店契約といったビジネスモデルが多く用いられていました。新しい取引相手と、以前と同じモデルを用いてイラン市場への再進出を検討中の投資家は、以下の点を考慮しなければなりません。：

- (a) 既存の取引関係を解除するためにどのような手続きが必要か。
代理店契約の登録を解除する必要があるか否か。
登録解除のためには、既存代理店に、どのような協力を仰ぐ必要があるか。
- (b) 既存の取引関係を解約した後の影響はどうであったか。
解約に際し、既存の代理店またはフランチャイズに対し違約金を支払う必要があるか否か。

3 会社法に関する問題

イランに既に事業所などの媒体を有する投資家は、それを再起動させるために必要な手続きについて確認しなければなりません。その営業許可が現在も有効か否かを確認し、無効であれば、新規申請に必要な手続きを調べる必要があります。

これに関連し、投資家は、営業許可の更新を申請する前に、過去の活動に対し、イラン当局に支払うべき税金の未納金や債務がないか確認することも大切です。

イランでの事業拡大を企む投資家は、既存の事業形態が新事業の運営に適しているかどうかを確認しなければなりません。例えば、イランの法律は、駐在員事務所が営利活動や、イランを源泉とする利益を得ることを禁じています。そのため、事業拡大を計画する場合は、必要な許可を取得するために、適切な手続きを踏まなければなりません。

4 知的財産

イランで取引を始める海外投資家は、まず、所有する知的財産権（知財 IP）を登録することをお勧めします。イランの法律に基づき、外国企業は、特許、商標、著作権を登録することができます。既に IP 登録済みの投資家は、これまでに知財権の侵害がなかったかどうかを調査し、それらの取り締りに適した強制措置について調べることも大切です。

5 未解決の紛争

制裁措置により、多くの投資家は、強制的にイラン市場からの退去を命じられ、取引関係の解除、あるいは停止を余儀なくされました。そのため、（労使紛争など）それら投資家を相手取る紛争が、未解決、あるいは休止されたまま残っている可能性もあります。これら紛争が解決しない限り、将来の業務に支障をきたす恐れがあり、必要な承認や許可を取得する際の妨げともなり得ます。このような未解決の紛争にかかわる投資家は、市場への再進出を望み、長期にわたる訴訟を回避したいのであれば、早急に自身の法的立場を査定し、（調停などの代替的解決手段を含め）紛争解決へ向けた最善策を決定することが急務です。

Key contacts

Takamasa Makita, Legal Director

takamasa.makita@clydeco.com

Clyde & Co* accepts no liability for loss occasioned to any person acting or refraining from acting as a result of material contained in this document. The content of this document does not constitute legal advice and should not be relied upon as such. Advice should be taken about your specific circumstances. No part of this summary may be used, reproduced, stored in a retrieval system or transmitted in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, reading or otherwise without the prior permission of Clyde & Co.

*Clyde & Co LLP, Clyde & Co Technical Services JSC and Clyde & Co LLP Lawyers & Legal Consultants Clyde & Co LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales. Authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority.

© Clyde & Co LLP 2015